

第 4 章 重点区域の位置及び区域

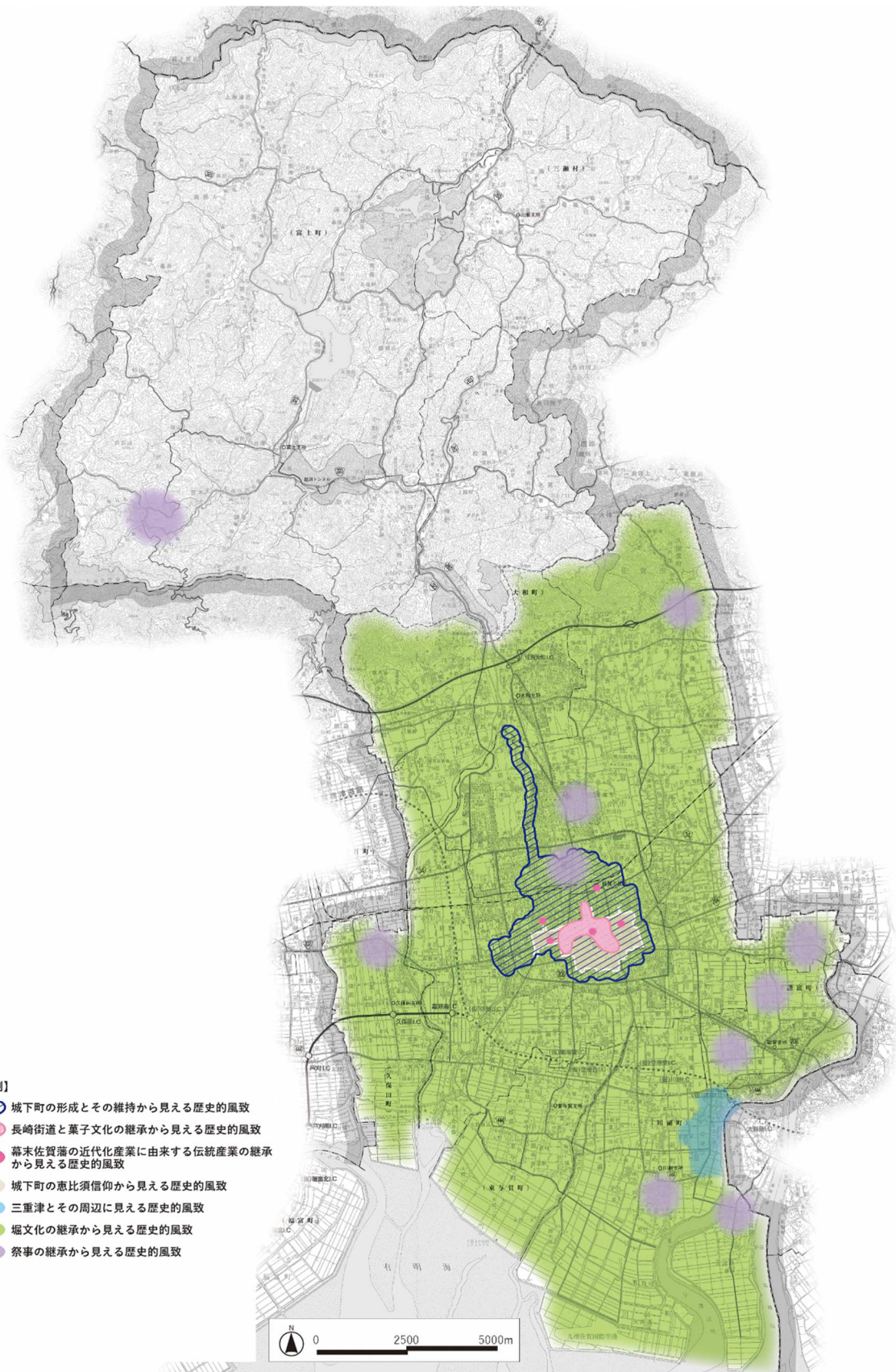
1 歴史的風致の分布

佐賀市の中部以南に広がる佐賀平野は、筑後川や嘉瀬川などの山地浸食による大量の土砂の堆積により形成されたものであるが、鎌倉時代以降、干拓が本格的に行われるようになり徐々に拡大していった。佐賀平野南部の標高は1 m程度、市域の中心部にある佐賀城跡の辺りでも標高4 m以下と低平な土地が広がり、干満の差が平均6 mにも達する有明海の影響を大きく受ける江湖や堀が残っている。

江戸時代には、この佐賀平野のほぼ中央部に、鍋島氏の居城である佐賀城を中心とした西国雄藩の名に相応しい城下町が建設された。また、海外に門戸を開いていた長崎と小倉を結んだ長崎街道がこの城下町を貫き、長崎にもたらされた海外の珍しい文物や文化は、佐賀の地にも大きな影響を与え続けてきた。

このような地形的・位置的背景のもと、地域固有の歴史と伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物とが一体となった歴史的風致が形成されて今日まで継承されており、第2章「佐賀市の維持及び向上すべき歴史的風致」において次の7つを選定している。

- 1 城下町の形成とその維持から見える歴史的風致
- 2 長崎街道と菓子文化の継承から見える歴史的風致
- 3 幕末佐賀藩の近代化産業に由来する伝統産業の継承から見える歴史的風致
- 4 城下町の恵比須信仰から見える歴史的風致
- 5 三重津とその周辺に見える歴史的風致
- 6 堀文化の継承から見える歴史的風致
- 7 祭事の継承から見える歴史的風致



歴史的風致の分布

2 重点区域設定の考え方

重点区域は、歴史まちづくり法第2条第2項において、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」の区域及びその周辺の土地の区域であり、「当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要と認められる土地の区域であること」が定められている。

本市内における重要文化財等の建造物は、下表のとおりである。

表 佐賀市内における重要文化財等の建造物

指定区分	種別	名称	所在地
重要文化財	建造物	与賀神社楼門	与賀町
重要文化財	建造物	佐賀城鯨の門及続櫓	城内
重要文化財	建造物	与賀神社三の鳥居及び石橋	与賀町
重要文化財	建造物	吉村家住宅	富士町
重要文化財	建造物	山口家住宅	川副町
重要文化財	建造物	旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）	諸富町、福岡県大川市
史跡		帯隈山神籠石	久保泉町
史跡		大隈重信旧宅	水ヶ江
史跡		西隈古墳	金立町
史跡		銚子塚	金立町
史跡		肥前国庁跡	大和町
史跡		三重津海軍所跡	諸富町、川副町
史跡		東名遺跡	金立町

本計画における重点区域は、第2章で記述した歴史的風致が存在する地域のうち、上表の重要文化財等だけでなく、県や市指定の重要文化財、その他の歴史的建造物が集積し、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が歴史的建造物と一体となって現在でも展開されている区域であること、また、第3章で記述した課題・方針、本市がこれまで歴史的風致を活かすために実施してきた各種取り組み、中心市街地の活性化や観光振興についての各施策を勘案したうえで、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進していく必要がある区域として設定する。

このような考え方に基づき、第1期計画では、「城下町の形成とその維持から見える歴史的風致」、「長崎街道と菓子文化の継承から見える歴史的風致」など複数の歴史的風致の重なりをもとに、城内と城下町及び長崎街道の一部を重点区域「佐賀城下町地区」に設定した。

第1期計画では、長崎街道沿いの柳町周辺において、旧久富家住宅・旧森永家住宅取得保存修理事業、佐賀市歴史民俗館(5館)保存修理事業を行うとともに、城下を東西に貫く長崎街道の再整備事業、歴史資産に関する案内・説明・誘導看板の設置事業、重要文化財である与賀神社の楼門や三の鳥居及び石橋の保存修理事業等に取り組んできた。この間、平成27年(2015)7月に三重津海軍所跡が「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として世界遺産に登録されて脚光を浴び、あらためて幕末佐賀藩の偉業が市民に再認識されることとなった。さらに、明治維新から150年目の節目であった平成30年(2018)3月から304日間にわたり開催された「肥前さが幕末維新博覧会」の効果も重なり、歴史資産等に関する市民の意識が向上するとともに、県外や外国からの来訪者が、整備された柳町周辺や佐賀藩主・侯爵鍋島家伝来の資料を展示する徴古館等を訪れるなど、第1期計画の効果を得ることができた。

一方で、これまで文化財保護法や都市計画法などに基づく各種措置や景観形成地区の指定を通じ、歴史的建造物や周辺環境の保全を講じてきたが、歴史的建造物の滅失、伝統産業や祭礼に関わる人々の減少、道路・水路の改変などにより、本市固有の歴史的風致は徐々に失われつつある。第1期計画期間内では着手できなかった、一部の歴史的建造物の保存修理事業や松原公園整備事業、引き続き実施が必要な徴古館を活かしたまちづくり推進事業や無形民俗文化財継承支援等については、第2期計画期間において取り組んでいく必要がある。また、第10代藩主鍋島直正の指揮のもと、幕末・維新时期において、日本の近代化・工業化の先駆けとして重要な役割を担った遺産群である「幕末佐賀藩の近代化産業遺産」(築地反射炉跡、精煉方跡、多布施反射炉跡、三重津海軍所跡)の調査・整備にも取り組み、本市の歴史資産を活用したまちづくりを、さらに推進していく。

これらのことから、第2期計画においては、佐賀藩の近代化産業遺産及びその周辺に重点区域を拡充することを意図して、「佐賀城下町地区」に加え「三重津海軍所跡周辺地区」を設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

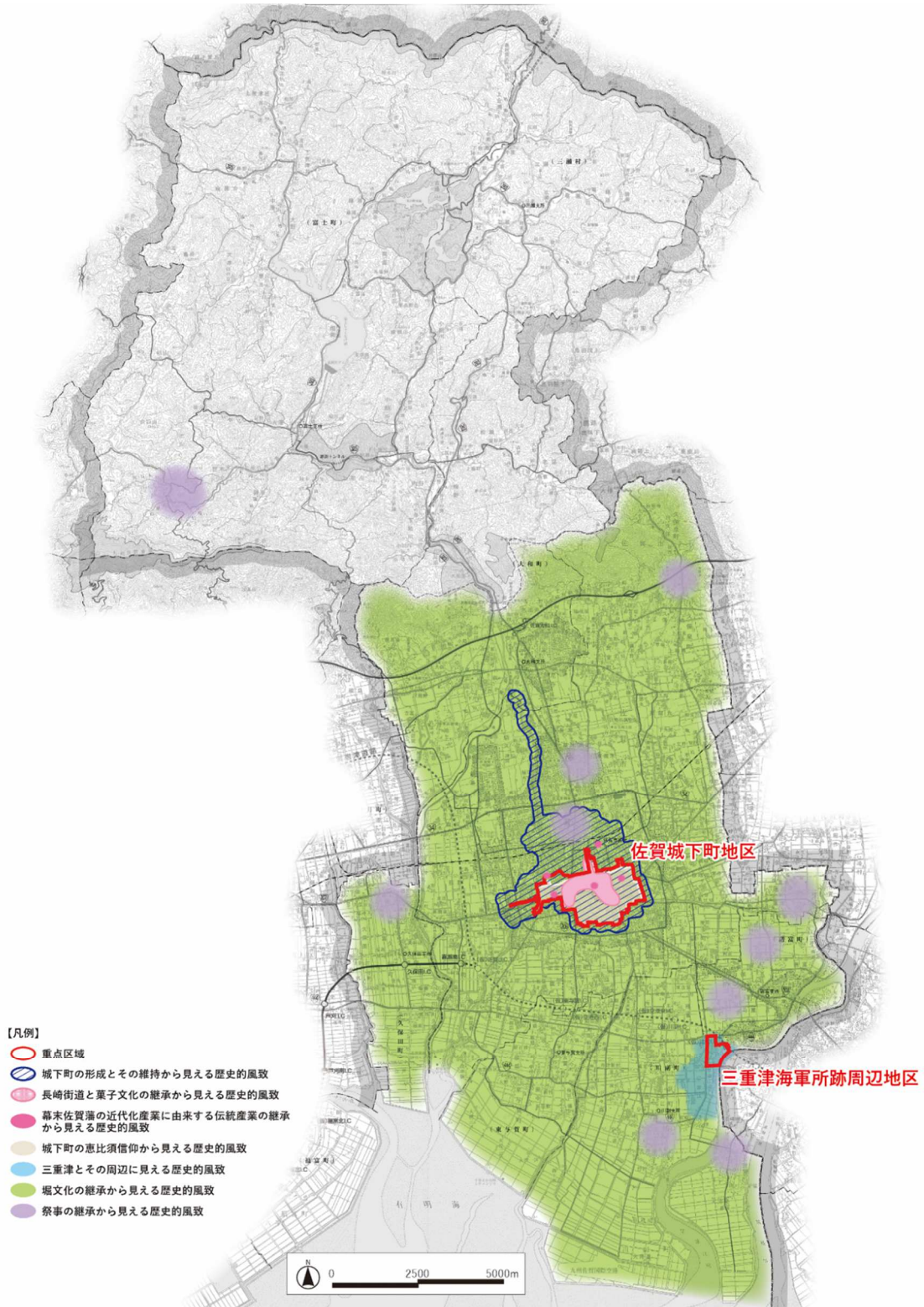
重点区域においては、文化財や歴史的建造物等とそれらに結び付いた人々の活動の維持や発展に重点的に取り組み、当該区域の歴史的風致の維持向上を効果的に推進するものとする。また、これを通じて、そのほかの歴史的風致の維持向上にも効果を波及させ、ひいては本市全域の歴史的・文化的な魅力の向上を目指していくこととする。

なお、今後本計画を推進することで本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲に追加・変更が生じた場合には、随時、重点区域の見直しを行うものとする。

3 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域の位置

「佐賀城下町地区」と「三重津海軍所跡周辺地区」の位置は、以下である。



重点区域の位置

(2) 重点区域「佐賀城下町地区」の区域

佐賀城下町は、一部が戦災により家屋延焼の被害を受けたものの、藩政時代の町割がほとんど改変されておらず、そのまま現在の地図に重ね合わせることができる。

市街地を東西に通る長崎街道は、一部を除き藩政時代の道幅のままで、佐賀城に近づくにつれ城から遠く離れるように北へ北へと直角に折れながら配されており、道筋も当時のまま継承されている。また、城下町に生活用水を供給するため石井樋で嘉瀬川から分岐した多布施川の流れは、城下町に入ると生活用水として城下の隅々の水路にまでいきわたり、昔と変わらず清らかな水を湛えている。

初代藩主鍋島勝茂により城下建設当初に計画・実施された町割や導水のしくみは、江戸時代から大きく変わることなく今日まで引き継がれており、これらを維持するために行われてきた河川清掃や消防活動といった取組も、地域の住民によって受け継がれ、醸成されてきた。

また、長崎街道を介してもたらされた菓子文化や、先人たちが引き継いできたガラス工芸技術は、城下町の文化を支える重要な産業であり、これらによって生み出された商品は市民の日常生活の中に深く根付いている。

さらに、静かなたたずまいを残す城下町の辻々には多くの「恵比須像」が鎮座し、地域住民による恵比須信仰が今も継承され、商売繁盛、家内安全のために大切に祀られている。

低平地の多い本市には、至るところに堀が張り巡らされている。水の恩恵を享受し、また大雨による氾濫を回避するために住民総出で行われる堀の維持活動や、水難事故から子供たちを守るための行事もまた、古くから継承されてきている。

このように、複数の歴史的風致の重なりがみられる「佐賀城下町地区」を重点区域とし、佐賀城及びその城下町の範囲、長崎街道の道筋を基本として設定する。

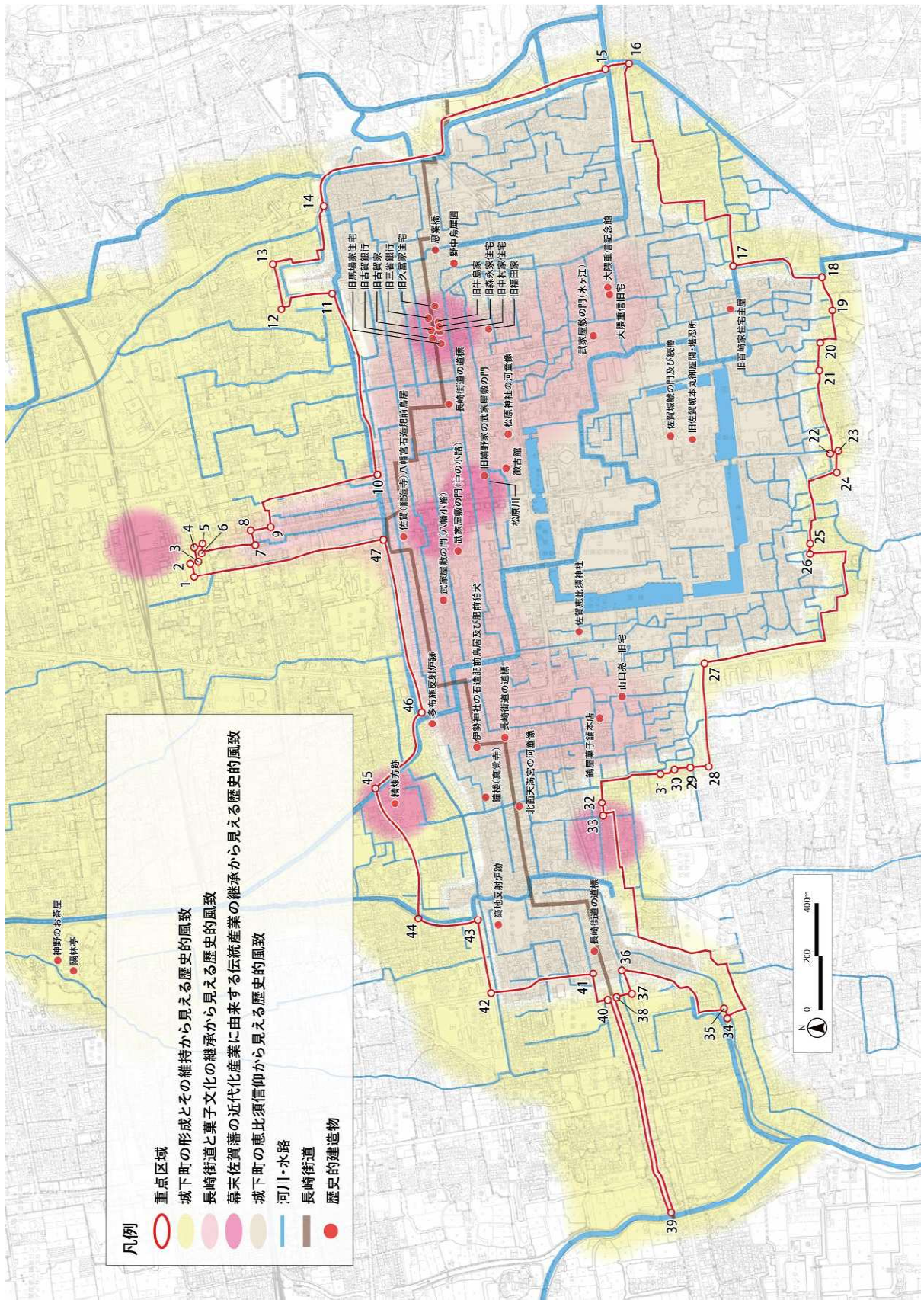
具体的には、公益財団法人鍋島報効会が複数所蔵する御城下絵図の中で、最も時代が下がる文化年間(1804～1817)に描かれたと推定される『文化御城下絵図』における城下町の範囲、及び東側は構口から西側は本庄江川に架かる高橋までの長崎街道の道筋、さらには、城下に隣接する精煉方跡周辺とする。

重点区域の範囲の境界は、現在の地形とほぼ一致する『文化御城下絵図』及び『精煉方略図』の範囲とまちの連続性を軸に、道路、河川、水路などの公共構造物で区域を定める。

この重点区域の中には、重要文化財「佐賀城鯨の門及び続櫓」、「与賀神社楼門」、「与賀神社三の鳥居及び石橋」及び史跡「大隈重信旧宅」が位置している。

重点区域の名称 佐賀城下町地区

重点区域の面積 約 411 ha



重点区域「佐賀城下町地区」の区域

番号	区域の境界	番号	区域の境界
1～2	市道駅前中央6号線	24～25	水路
2～3	市道駅前中央5号線	25～26	市道鬼丸分5号線
3～4	水路	26～27	水路
4～5	主要地方道佐賀停車場線	27～28	主要地方道西与賀佐賀線
5～6	県道松尾佐賀停車場線	28～29	市道佐賀大学北線
6～7	水路	29～30	水路
7～8	市道大財町北島線	30～31	市道精西線
8～9	主要地方道佐賀停車場線	31～32	水路
9～10	水路	32～33	市道与賀町厘外線
10～11	十間堀川	33～34	水路
11～12	市道大財3号線	34～35	市道末広有重線
12～13	市道唐人町大財線	35～36	水路
13～14	水路	36～37	国道207号
14～15	大溝川	37～38	水路
15～16	八田江	38～39 39～40	市道長瀬町八戸線（本庄江 川左岸）
16～17	水路	40～41	水路
17～18	多布施川	41～42	市道八戸天祐線
18～19	市道大崎袋線	42～43	水路
19～20	水路	43～44	市道天祐寺川西線
20～21	市道袋中の館町線	44～45	市道大島天祐寺川線
21～22	水路	45～46	市道妙安栴檀橋線
22～23	市道城内船津線	46～47	十間堀川
23～24	市道鬼丸分8号線	47～1	水路

(3) 重点区域「三重津海軍所跡周辺地区」の位置と区域

佐賀藩が誇った三重津海軍所は、藩所有の和船の管理や修理が行われる船屋があった三重津に設置され、海軍教育や洋式船の修船・造船機能を有する、幕末佐賀藩の洋式海軍の拠点施設として発展していった。

三重津海軍所跡は、幕末の佐賀藩が目指した近代化の様相を具体的に知ることができる遺跡として「幕末佐賀藩の近代化産業遺産」のひとつに数えられるとともに、日本の近代化・産業化に向けた「試行錯誤の挑戦」の様子を具体的に示していると高い評価を受け、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録されている。なかでも、発掘調査で確認された「御修覆場」(ドライドック)は、現存する国内最古のものとして大変貴重である。

三重津海軍所の閉鎖後は、「佐賀郡立海員養成学校」が設立され、名称を変えながら昭和8年(1933)まで船員等の育成の場として使われた。昭和27年(1952)に漁港として指定された後も良好な入江の環境は続いており、現在に至るまで漁港の一部としてエビ漁や海苔養殖など有明海を漁場とする漁船の泊地・物揚場の機能を有し、早津江川を往来する多くの船でにぎわいをみせている。

鍋島直正が国産蒸気船建造の大願成就を祈願したとされる近隣の志賀神社では、秋季例大祭の神輿の巡幸に合わせて、五穀豊穰・豊漁を願う周辺住民のにぎやかな太鼓の音や掛け声が、秋の三重津周辺に広く響きわたる。

わが国における赤十字事業の創始者である佐野常民は、三重津海軍所跡がある川副町早津江の生まれであり、幕末佐賀藩の理化学研究所である精煉方や、三重津海軍所を拠点とする佐賀藩洋式海軍の発展にも深く関わっていた。常民の没後に記念碑が建立された生誕地では、命日である12月7日に毎年「佐野祭」が催され、地元の小学校で歌い継がれる「佐野先生を讃える歌」を合唱する児童の歌声が高らかに響きわたる。常民の数々の偉業と「博愛精神」は、ボランティア活動などを通して地域住民の日常生活、学校生活の中で大人から子供たちへと確実に受け継がれている。

こうした風致が今も息づく三重津海軍所跡及びその周辺の集落の範囲を基本として、重点区域「**三重津海軍所跡周辺地区**」を設定する。

具体的には、世界遺産登録の際に資産の効果的な保護のために設定された「バッファゾーン(緩衝地帯)」のうち福岡県との県境までの範囲に加え、三重津海軍所跡周辺の周遊環境整備を念頭に、佐野常民生誕地や周辺の歴史的建造物等のほか、有明海沿岸道路諸富インターチェンジ(仮称)までの道筋や史跡「三重津海軍所跡」北東に位置する史跡の追加指定予定地を含むエリアとし、道路、河川、水路などの公共構造物で区域を定める。

この重点区域の中には、史跡「三重津海軍所跡」が位置している。

重点区域の名称 三重津海軍所跡周辺地区

重点区域の面積 約 46 ha



重点区域「三重津海軍所跡周辺地区」の区域

番号	区域の境界
1～2	市道早津江線
2～3	市道西寺井弟子丸線
3～4	有明海沿岸道路
4～5	市道西寺井早津江線
5～6	市道西寺井5号線
6～7	市道寺井堤防線
7～8	有明海沿岸道路
8～9	県界
9～10	主要地方道大牟田川副線
10～1	国道444号

4 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

2か所の重点区域においては、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、歴史的建造物やまちなみの保存・活用とその周辺環境の整備、また、伝統文化の個性や魅力を継承し、高めていくための環境整備や情報発信、民間団体等の取り組みの進展が期待できる。

これにより、それぞれの重点区域の魅力がさらに高まり、区域の歴史や伝統が広く市民に再認識されるとともに、歴史まちづくりによる暮らしやすさの向上と、産業や観光への波及効果も期待される。

重点区域におけるこうした取り組みにより、歴史まちづくりに対する市民の意識が向上し、本市固有の歴史や伝統文化を守り引き継いでいく機運が高まり、市民の佐賀に対する誇りや愛着の醸成につながるものと期待される。

5 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 佐賀城下町地区

①都市計画法

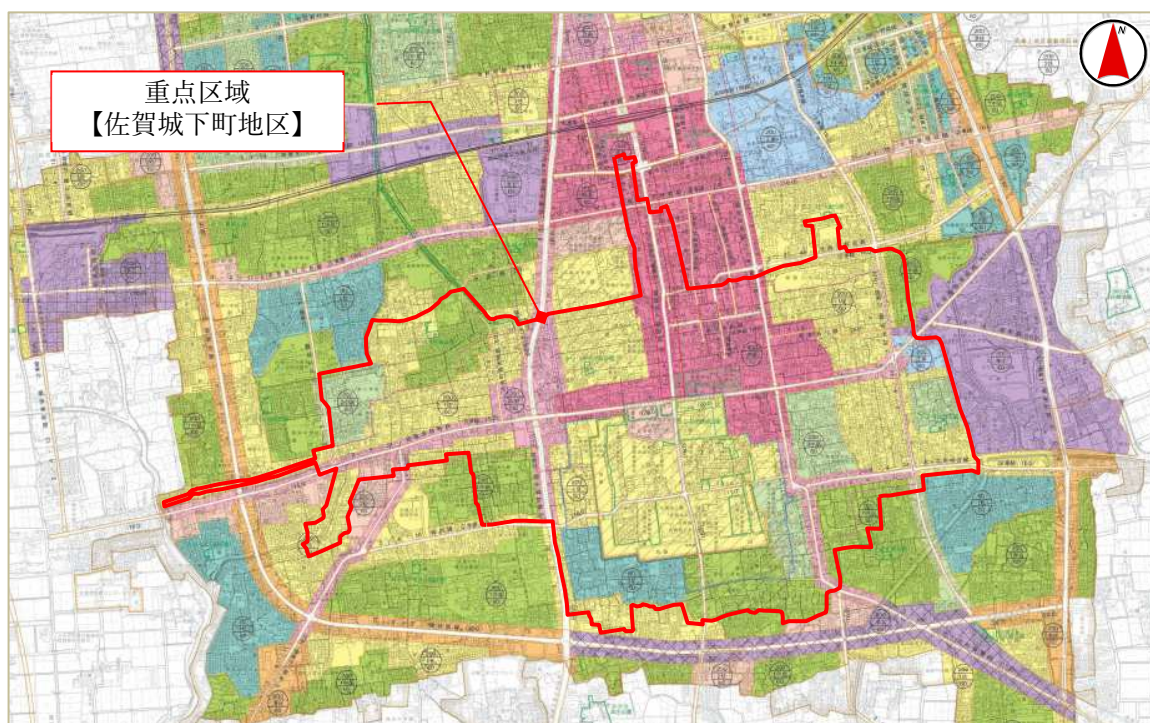
区域区分及び用途地域

本市は、市域約43,182haのうち、約51%に当たる22,085haが都市計画区域となっている。都市計画区域のうち、旧佐賀市の市街化区域2,466ha、旧大和町の市街化区域230ha、旧諸富町の市街化区域254haを合わせて、2,950haを市街化区域に指定している。

重点区域の「佐賀城下町地区」は、全域が市街化区域に位置している。主な用途地域は、古くから町地であった唐人町、長崎街道沿いの町地が商店街として発展した白山町、呉服元町、松原町や柳町などを商業地域に指定している。また、佐賀城内は一部を除き、第一種住居地域に指定している。

南堀の南西側の低層住宅が建ち並ぶ地区には、第一種低層住居専用地域を指定しており、これにより建造物の高さ制限を10mとしている。

城内の景観は市民の誇りであり、本市ではこれまで都市計画法の様々な制度を用い、城内及びその周辺について景観の保全に努めてきた。今後、歴史的景観の保全のために、城内及びその周辺以外で建築物の高さの制限が必要と認められる場合には、高度地区などの指定を検討する。



都市計画図

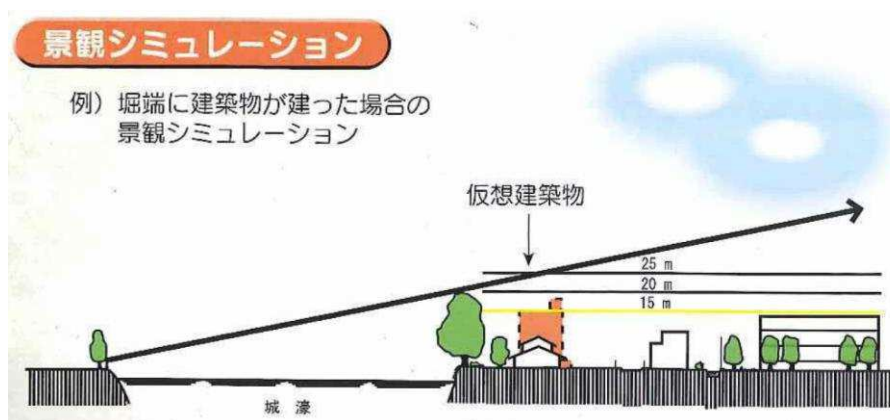
城内周辺の都市計画による区域指定の状況

ア 高度地区

城内の環境を保全するために、平成14年度(2002)に「高度地区」の都市計画決定を行った。建築物の高さの最高限度を決定する際には、城堀周辺の大楠の高さを考慮し、城内各地点からの景観シミュレーションを行い、建築物の高さの最高限度を15mと定めた。

また、この良好な景観は城堀の内側から外側への景観も含まれているため、城堀の内側のみならず、第一種低層住居専用地域以外の城堀外側の一定の範囲についても「高度地区」に含めた。

■高度地区の名称：城内周辺地区 面積：約92ha



イ 地区計画

「高度地区」の指定後、「高度地区」と「高度地区」指定と同時に定めた「都市景観形成地区」の景観形成基準に合致した高さ15m以下のマンション建設に対する反対運動が起こった。このため地域住民との協議の上、建築物の高さの最高限度を10mとして強化を行い、また共同住宅をはじめ城内にふさわしくない用途の制限、それに屋外広告物の制限を取り入れた「地区計画」の都市計画決定を平成19年度(2007)に行った。

同時に建築物の高さ制限と建築物などの用途制限の2項目については、建築条例で定め城内の景観を担保している。

■地区計画の名称：佐賀城内地区地区計画 面積：約64ha

ウ 風致地区

市街地に残る貴重な緑地空間の保全のため、当時松原公園と呼ばれていた松原神社・佐嘉神社と一体となった区域を昭和25年度(1950)に「風致地区」として都市計画決定を行った。

平成26年度(2014)には、決定当初から地形地物や土地利用の状況が大きく変化していたことから、区域の見直しを行っている。

また、建築物の高さの最高限度を15mとし、建ぺい率、壁面後退距離、緑地率などを定めて、市街地の良好な自然的環境の保全を図っている。

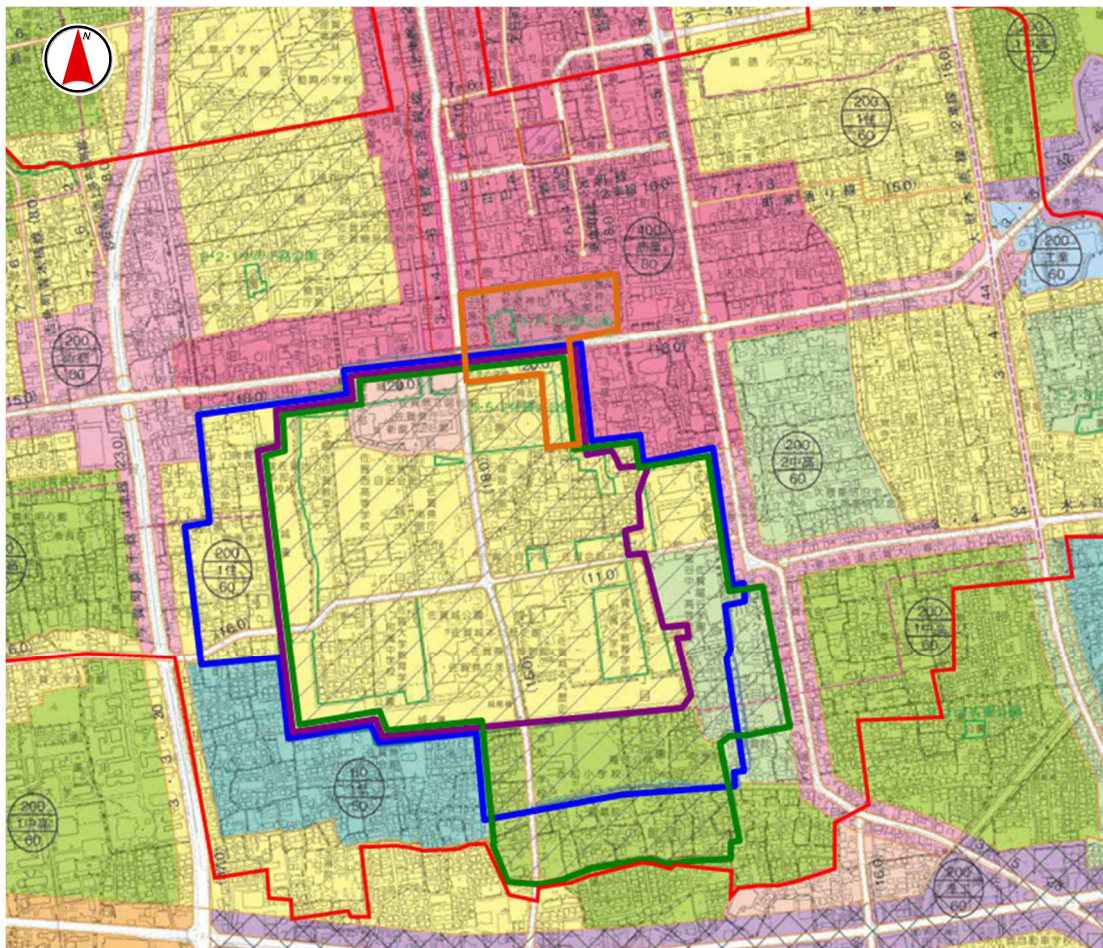
徴古館の周辺の一部は「松原公園」として平成21年度(2009)に都市計画決定し、都市公園整備を実施した。今後、当該事業により「松原公園」整備を行い都市公園区域の拡大を予定している。

■風致地区の名称：松原公園風致地区 面積：約7ha

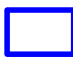



エ 特別用途地区(文教地区)


城内全域及びその周辺の都市環境を保全するために、「文教地区」として昭和48年度(1973)に都市計画決定を行い、ホテル・旅館及び遊戯施設などの建築物の用途を制限している。

■特別用途地区：文教地区 面積：約132ha



城内周辺の都市計画による区域指定の状況

凡 例			
	高度地区 (高さ15m以下)		風致地区 (高さ15m以下)
	地区計画 (高さ10m以下)		特別用途地区

※  は重点区域【佐賀城下町地区】

②佐賀市都市計画道路網再編

【旧佐賀市の都市計画道路見直し案の公表 平成 17 年(2005)12 月】

【旧大和町の都市計画道路見直し案の公表 平成 18 年(2006)10 月】

経済の低成長、今後の人口減少の予測から、市街地の拡大も収束へと向かうことが予想される。このため、既決定の都市計画道路の中には、その必要性を改めて検討する路線も存在する。

そこで、有識者による「佐賀市都市計画道路網再編検討委員会」を設置し、未着手や未整備の路線について検討を行った。評価方法として、当該対象路線が有する交通処理機能の評価と防災、環境、景観、文化財といった付加的な効果での評価とさらに道路の機能・事業の難易度からの3つの視点で行った。

平成17年(2005)と平成18年(2006)の見直しでは、多布施川などに代表される緑あふれる自然環境への影響、良好な住環境やまちなみへの影響を重要視した内容となっている。

廃止に向けての説明会を開催し、地元の理解を得られた路線から順次廃止の手続きを進めており、平成28年度末までに12路線12区間で廃止または計画の見直しの手続きが完了している。

都市計画道路の見直しの結果は次のとおりである。

旧佐賀市の都市計画道路

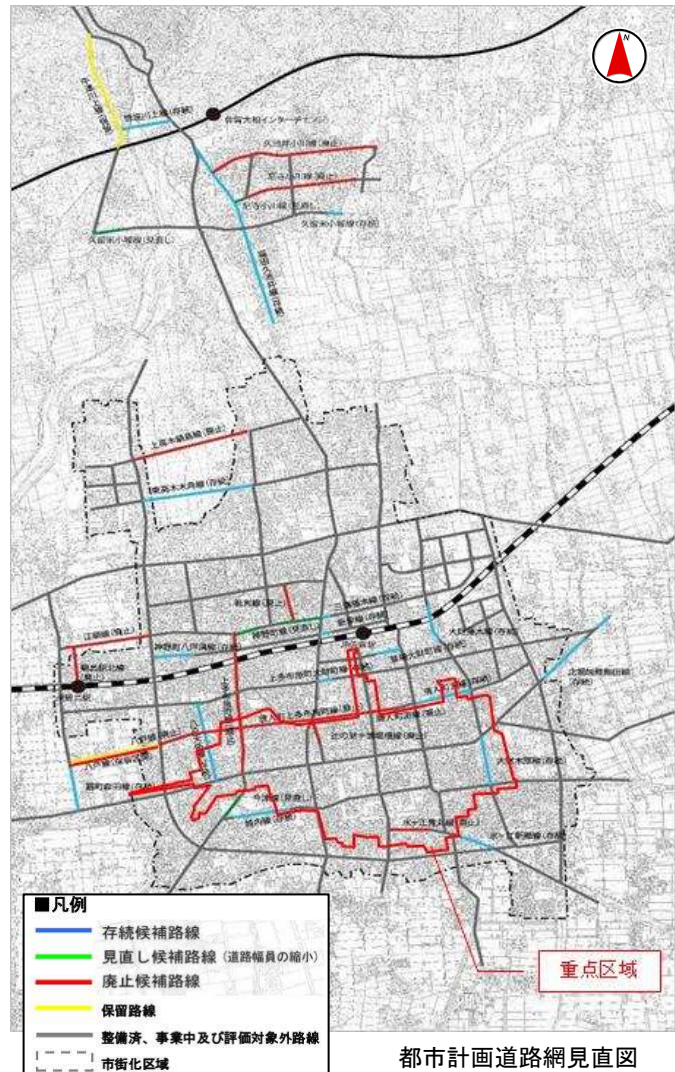
見直し対象路線 : 25路線26区間(約18.21km)

見直し結果 : 存続14区間、廃止10区間、見直し2区間

旧大和町の都市計画道路

見直し対象路線 : 6路線8区間(約8.20km)

見直し結果 : 存続2区間、廃止2区間、見直し3区間、保留1区間



都市計画道路網見直し図

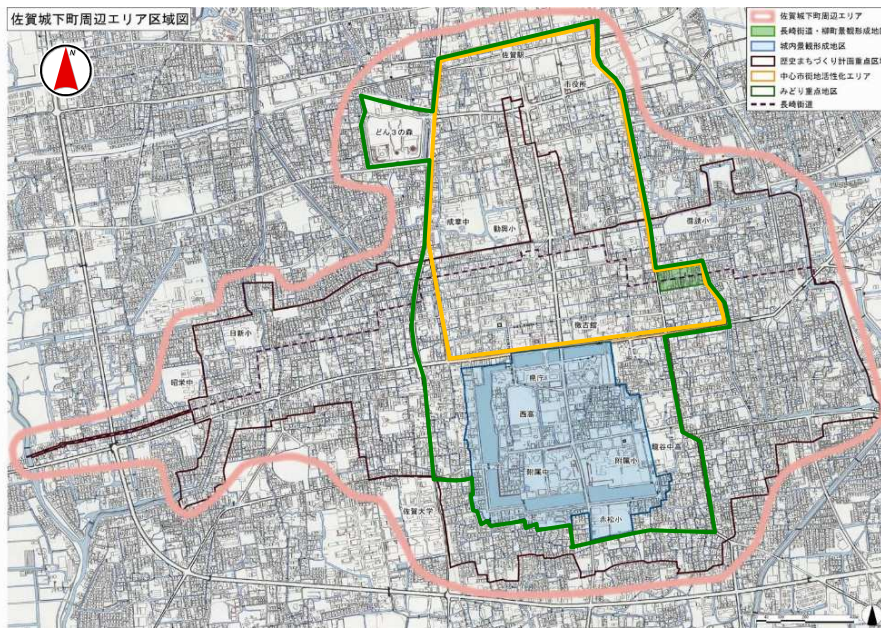
③景観法

本市では、景観法に基づく佐賀市景観条例及び佐賀市景観計画を平成24年度(2012)に施行し、当該景観計画では、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるエリア(一定の範囲のある区域)を「景観誘導エリア」と位置付けている。







景観誘導エリアの一つである「佐賀城下町周辺エリア」は、重点区域の「佐賀城下町地区」を包括した区域となっており、「城下町佐賀」にふさわしい景観の保全と創出に寄与する質の高い景観形成を図るため、公共空間におけるデザインの一貫性や連続性の確保を図り、お堀・水路等の水辺とその周辺のみどりの環境を活かした質の高い公共空間整備を推進するなど、当該エリア内の良好な景観の形成を戦略的かつ計画的に推進している。

また、当該重点区域内には、佐賀市景観条例における「景観形成地区」が2地区(長崎街道・柳町景観形成地区、城内景観形成地区)あり、それぞれに景観形成方針、景観形成基準等を定め、当該地区内の良好な景観形成を図っている。

また、佐賀市景観計画では、当該重点区域を含む本市全域を景観計画区域とし、一定規模以上の建築物等の新築、増築、外観の変更を伴う修繕などを行う場合には、事前の佐賀市長への届出又は通知を義務付けている。



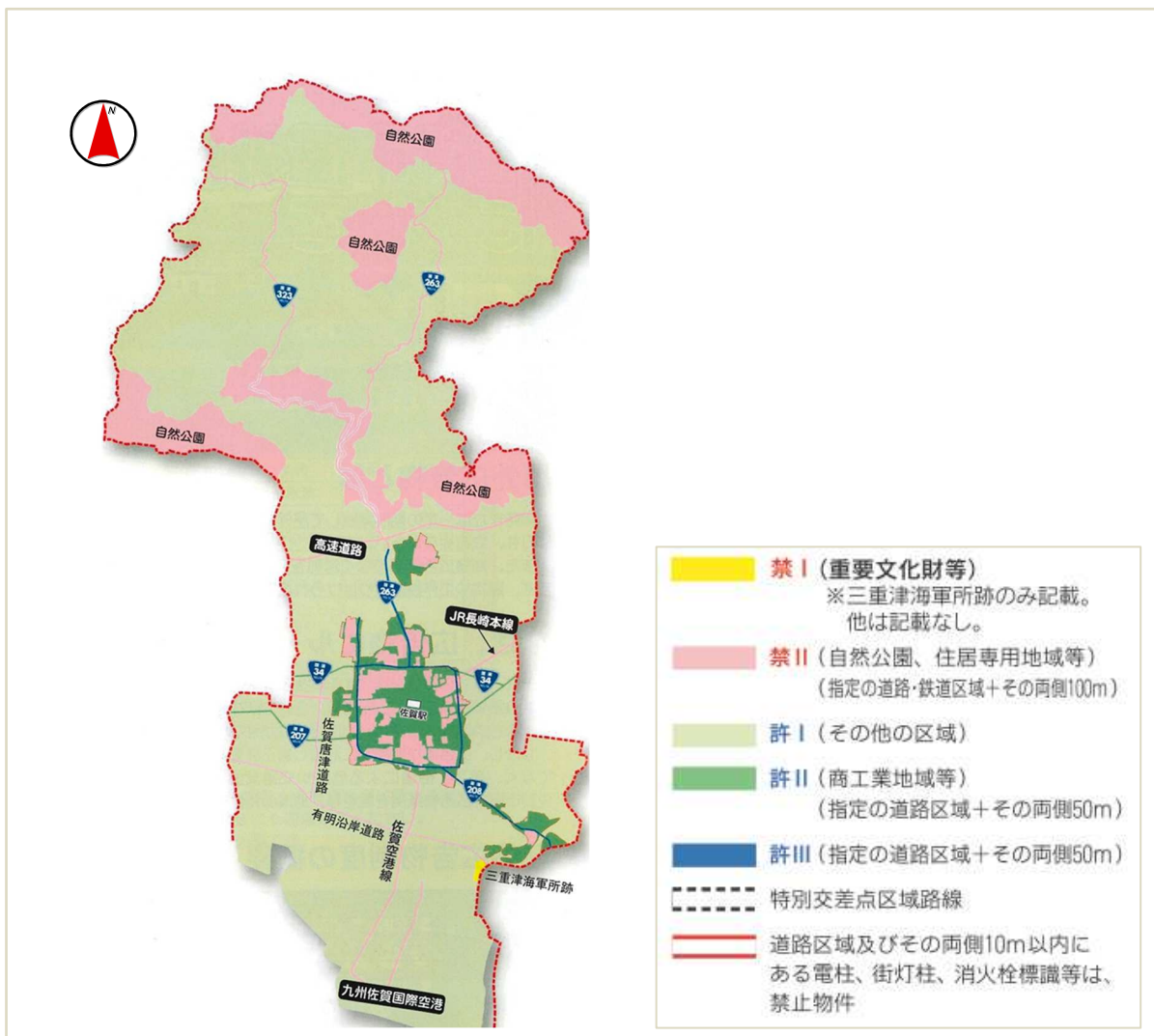
景観計画における「佐賀城下町周辺エリア」

凡 例					
	佐賀城下町周辺エリア		長崎街道・柳町 景観形成地区		城内 景観形成地区
	重点区域 (歴史まちづくり計画)		中心市街地 活性化エリア		みどり重点区域

④屋外広告物法

本市は、平成17年(2005)6月に景観行政団体となり、平成20年(2008)4月に屋外広告物法に基づく佐賀市屋外広告物条例を施行した。当該条例では、規制対象地域を本市域全域とし、地域の特性や土地利用状況に応じ、原則として屋外広告物を表示できない禁止地域(2分類)と、事前に佐賀市長の許可が必要な許可地域(3分類)に区分を行い、それぞれの規制地域区分毎に屋外広告物の表示面積、高さ、個数などの許可基準を設けて、広告主・屋外広告業者などに対し、適切な掲出がなされるよう規制誘導を行っている。

重点区域の「佐賀城下町地区」の地域については、その大部分を「第2種禁止地域」及び「第2種許可地域」に指定し、それぞれの許可基準等に基づいた規制誘導を行うとともに、併せて違反広告物への是正指導を行い、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図っている。



屋外広告物規制図

⑤市独自条例の取り組み

佐賀市みどりあふれるまちづくり条例

みどりあふれるまちづくりは、市民、事業者、そして行政のそれぞれがみどりの持つ役割を理解し、協働して進めていかなければ実現できないため、平成20年(2008)6月にその共通となるルールを定めた「佐賀市みどりあふれるまちづくり条例」を施行した。目に見えるみどりを増やすため、道路に接する部分(接道部)や多くの市民が見たり感じたりすることができる空間からみどりを増やすようにしている。例えば、民間施設においては、一定規模以上の敷地において開発行為などをする場合には事前に市と緑化の協議を行い、公共施設においても公共施設の緑化マニュアルを作成し、積極的に緑化を推進している。

また、今ある歴史のみどりを守るため、古木や巨木を市保存樹として指定し、樹木の治療を行うなどの保護事業や、地域での緑化活動のリーダーとなる人材の育成及び緑化ボランティア活動への支援を行っている。

平成23年(2011)8月には中心市街地及びその周辺に「みどり重点地区」を指定しており、これによりさらなる市街地の緑化を推進する。

《条例施行後の緑化状況》



佐賀駅南のホテル建設に伴う緑化



市役所東側駐車場の緑化



市保存樹(与賀神社のクスノキ)の治療

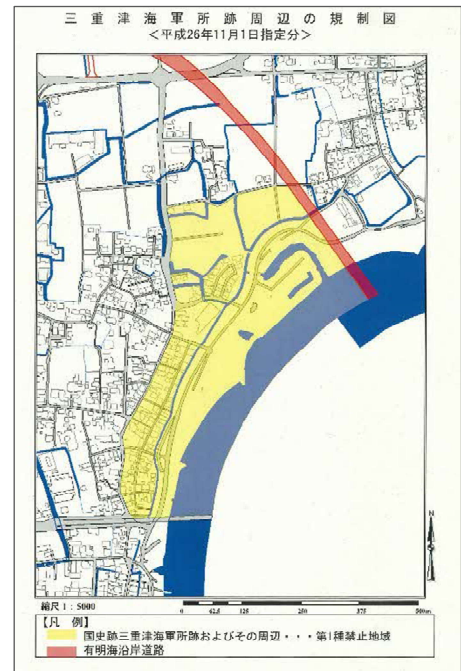
③都市公園法

三重津海軍所跡の大部分と「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」は、佐賀都市計画公園である佐野記念公園に含まれている。都市公園法に基づいて定められた佐賀市立都市公園条例において、都市公園における竹木の伐採や土地の形質変更などの行為について制限している。

④屋外広告物法

三重津海軍所跡及びその周辺地域については、世界遺産のバッファゾーン(緩衝地帯)の区域を「第1種禁止地域」に、建設中の「有明海沿岸道路」及びその両側100mの区域を「第2種禁止地域」にそれぞれ指定し、これらの区域内では小規模な自家用広告物や道標を除き、原則として屋外広告物の表示を禁止している。

また、これらに該当しない区域についても、屋外広告物の表示面積、高さ、個数などの許可基準を設けて、広告主・屋外広告業者などに対し、適切な掲出がなされるよう規制誘導を行うとともに、併せて違反広告物への是正指導を行い、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を図っている。



屋外広告物規制図（三重津海軍所跡周辺）

⑤文化財保護法・河川法

三重津海軍所跡は、幕末に佐賀藩が海軍教育を行うとともに、洋式船の修船・造船の機能を有した施設であり、船渠や製罐所をはじめとする遺構・遺物が良好に遺存していることが確認された。幕末期における西洋の船舶技術の導入や軍事の展開を知るうえで重要であるとして、平成25年(2013)3月27日に史跡に指定された(平成26年(2014)10月6日、令和5年(2023)3月20日追加指定)。本市では、史跡の本質的価値を明らかにし、適切な保存管理を行うため「史跡三重津海軍所跡保存管理計画」を策定している。

また、史跡指定地内においては、文化財保護法に基づき現状変更及び保存に影響を及ぼす行為が厳重に規制される。

さらに、史跡地は早津江川の河川区域内に位置しているため、工作物の新築等や土地の掘削を行おうとする場合は、文化財保護法とは別に河川法に基づく河川管理者の許可が必要である。

⑥漁港及び漁場の整備等に関する法律

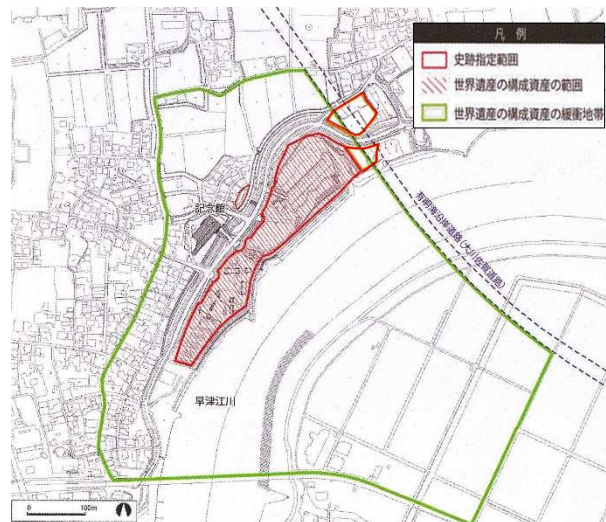
三重津海軍所跡の一部は、第2種漁港の戸ヶ里漁港(早津江地区)であり、漁港管理者(佐賀市)による漁港管理が行われている。漁港区域内で工作物の建設や土地の掘削などを行う場合には、佐賀市長の許可が必要である。

⑦世界遺産の構成資産としての取り組み

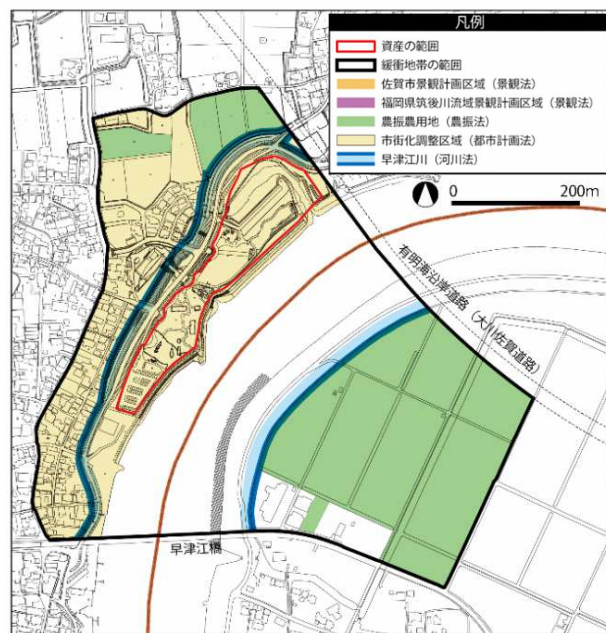
世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつとして登録されている三重津海軍所跡には、資産及び緩衝地帯の管理保全を確実なものとするため、資産の所有者や地域コミュニティ等をはじめとする関係者の連携のもとで本市が策定した、「三重津海軍所跡管理保全計画」がある。

「緩衝地帯(バッファゾーン)」は、考古学的遺構の保全並びに資産と一体となって三重津海軍所の稼働当時の風景を彷彿とさせる現状の展望景観の保全を目的として、資産の周囲に設定されている。

緩衝地帯における開発行為については、三重津海軍所跡の資産価値を損なわないよう、都市計画法、河川法、景観法のほか、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法により規制誘導がなされている。緩衝地帯のほとんどを占める農地については、優良農地として農業振興地域の整備に関する法律に定める農振農用地に指定されている。区域の土地を農業以外の目的に利用するためには、県知事の同意を得て、市長による農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更の決定(農振除外)を経たうえで、農地法に基づき農業委員会(大川市域においては福岡県知事)による農地転用の許可が必要となっている。しかし実際に農振農用地から除外するためには要件を満たす必要があり、本区域内での開発行為は厳しく制限されている。



史跡及び世界遺産の構成資産、緩衝地帯の範囲図
(福岡県大川市域を含む)



緩衝地帯における都市計画法、景観法等の範囲
(福岡県大川市域を含む)